

# 不当利得法における「使用利益」の範囲 (6)

油 納 健 一

## 【目次】

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 現行民法に至る経緯 (以上 37 卷 2 号)
- 第 3 章 民法成立後の判例・学説
  - 第 1 節 判例・裁判例 (以上 38 卷 2 号)
  - 第 2 節 学説 (以上 39 卷 1 号)
  - 第 3 節 目的物本体の損傷に関する見解
  - 第 4 節 民法 (債権関係) の改正における審議の状況
  - 第 5 節 小括 (以上 39 卷 2 号)
- 第 4 章 ドイツ法
  - 第 1 節 BGB の構成
  - 第 2 節 BGB 起草過程における審議
    - 第 1 款 BGB100 条
    - 第 2 款 BGB987 条以下
    - 第 3 款 BGB812 条以下
    - 第 4 款 検討 (以上 40 卷 1 号)
  - 第 3 節 BGB 成立後の判例・裁判例
    - 第 1 款 「使用利益」の意義
      - 第 1 目 金銭以外の物の「使用利益」、消費利益及び譲渡利益 (代償物)
      - 第 2 目 金銭の「使用利益」及び譲渡利益 (代償物) (以上本号)
- 第 5 章 DCFR 不当利得規定
- 第 6 章 むすび

## 第 4 章 ドイツ法

### 第 3 節 BGB 成立後の判例・裁判例

本節では、時系列的に検討を進めるために、まず第 1 款にて、「使用利益」はいかなる利益か (「使用利益」の意義)、つぎに第 2 款にて、本体の価値減耗分も「使用利益」の範囲に含まれるかについて、判例・裁判例が、BGB 成立後にどのように考え展開していったのかを検討することにしたい。

また、不当利得規範<sup>(114)</sup>の適用が問題となった場合を中心に検討するが、「使用利益」は、物権規範の適用が問題となった判決においても、多く検討されているので、適宜これらの判決も参考にすることをあらかじめお断りしておきたい<sup>(115)</sup>。

## 第1款 「使用利益」の意義

### 第1目 金銭以外の物の「使用利益」、消費利益及び譲渡利益（代償物）

まず、金銭以外の物の「使用利益」及び消費利益等について、検討していくことにしよう。

#### （1）RG1915年1月9日判決（JW 1915, 324）

事実関係・判示内容は明らかではないが、およそ次のようなことが判示されたようである。すなわち、物の占有や所有から取得するすべての利益を物の収益とみなすことは、適当ではない。収益概念はBGB100条において規定されており、収益は果実の他に物や権利の使用がもたらす利益も含むのに対して、物の消費によって取得される利益や、土地の譲渡によって取得される利益は含まない、と。

#### （2）BGH1954年6月3日判決（BGHZ 14,7）

**【事実】** Dは、Yに対してXのガソリンをXの了承を得たと偽って譲渡した。これによりYは、Dに代金を支払い、このガソリンを消費した。さらに同様の方法でDは、2つのガソリンスタンドにガソリンを引き渡し、これら

---

(114) 不当利得規範の説明については、本章第1節を参照。

(115) なお、株の配当・新株引受権・社員権に基づく議決権・株売却による相場利益などが、果実・「使用利益」に該当するかにつき検討した判例・裁判例が存在する。しかし、本稿では一般的な物の「使用利益」を検討の対象としたいため、これらの問題はとりあえず検討の対象外とする。

のガソリンスタンドから代金を受取った。Dは受け取った代金の一部をK株式会社（Xが経営していると思われる）に支払ったが、その他の代金は自己のために消費した。

Xは、Yに対してXが仕入れた時に支払った代金の支払を請求（事案の詳細は不明であるが、Yは、ガソリン消費分の利益はこのガソリンの収益であり、かつ有償でガソリンを取得したのであるから、BGB988条に基づき消費分の価値補償義務はないと抗弁したように思われる）。

原審はXの訴えを棄却したが、BGHは原判決を破棄し自判した。

【判旨】 物の損傷とその物の返還不能のために収益と損害賠償が問題とされる限りでは、BGB987条乃至993条が、所有者と違法な占有者の関係を規定している<sup>(116)</sup>。しかし、確かに「使用利益」はBGB100条の収益に属しているが、物の消費や譲渡によって得られる利益は収益に属さない（すなわち、BGB988条の適用はない）。

それゆえ、YがXの燃料を消費することによって得た利益は、BGB812条以下の規定に基づいて返還されるべきである。

金銭以外の物につき、RGは、(1)判決において、「使用利益」と消費利益・譲渡利益（代償物）を明確に区別した上で、「使用利益」はBGB100条の収益に含まれるが、消費利益・譲渡利益はこれに含まれないと判示した。また、BGHは、(2)判決において、この(1)判決を踏襲していると評価できよう。

このRG及びBGHの見解は、「使用利益」を、消費利益・譲渡利益のような受領したものの自体ではなく、物から直接的に生じる利益と捉えたものと考えられ、したがって、「使用利益」は「物から直接的に生じる利益であり、その利益は消費利益のような受領したものの自体を含まない」というBGB起草過程における見解と異なるところはないといえよう。

---

(116) 物権規範の説明については、本章第1節を参照。

## 第2目 金銭の「使用利益」及び譲渡利益（代償物）

1 これに対して、金銭については、RGは一貫した立場をとっていなかった。

### （3）RG1924年3月12日判決（RGZ 108,120）

【事実】 YはHにピアノを売却し、Hの指示に従って運送代理店であるXにピアノを送付した（Hは着払することになっていたようであり、また、Yは、Hが着払する前にXが立替えた着払金を受取っていたようである）。このピアノはXのところに到着したが、この到着の前に、HはXに対して、契約違反のためにピアノの受領を拒絶することを通知しており、Yは、Xにピアノを返送するように指示した。そこでXはYに対して、ピアノの引渡と引換えに、Xが立替えている着払金と費用（倉庫料など）の支払を不当利得などに基づいて請求（着払金から生じる収益も合わせて請求したようである）。

地裁と原審は、ピアノの引渡と引換えに着払額と費用の支払を認めたが、Xは上告（Xは請求額の一部しか認められなかったため、上告したように思われる）。RGは原判決を破棄した（自判か差戻かは必ずしも明らかではないが、判旨によると原審に差戻したように思われる）。

【判旨】 Yは着払金額を利得している。利得額の評価については次のように考えられる。すなわち、返還義務は受領物から取得した収益に及ぶ（BGB818条）。この収益には、（果実だけでなく）物の使用がもたらす利益も属する（BGB100条）。しかし、法律上の原因なく受領したものの“から”取得される利益ではなく、むしろ取引上の処置、たとえば投機やこれと類似するものによって取得される利益については、請求することはできない、と。

（3）判決の「取引上の処置、たとえば投機やこれと類似するものによって取得される利益」は譲渡利益（代償物）と考えられるので、RGは、（3）判決においては、（1）判決を踏襲し、「使用利益」はBGB100条の収益に含ま

れるが、譲渡利益はこれに含まれないと判示したものといえよう。

また、(3) 判決も、(1)・(2) 判決と同様に BGB 起草過程における見解と異なるところはないといえる。

2 しかし、RG は、つぎの (4) 判決において、「使用利益」は BGB100 条の収益に含まれないとし、BGB 起草過程における見解及び (1)・(3) 判決とは異なる判決を下す。

(4) RG1932 年 4 月 21 日判決 (RGZ 136,135)

【事実】 Y 市が、X 銀行から金銭を借り受け、利息を支払った。Y 市は、その金銭を Y 市の市営企業に投資し、後にその企業は利益を生んだ。しかし、この金銭消費貸借契約は、Y 市の条例に違反していたため無効であることが判明した。X 銀行が貸付金の返済を求めて訴えたのに対し、Y 市は、その間にこの債権に対して支払った利息分を控除すべきことを主張した。

原審は、Y 市は、市営企業に投資された元本によって、少なくとも約定利息額の範囲（支払われた利息額の範囲）内で利得したとして、この利息の控除を否定した。RG は、原判決を破棄し自判した。

【判旨】 原判決が示したような経験則から得られた法的な推論（約定利息額の範囲で利得しているだろうという推論）から、利息の控除を否定することは認められない。Y に与えられた金銭は、Y 市が営む企業の再建費用のため、単に使用されただけである。すなわち、引渡された金銭ではなく、金銭をもって設立された営業が利益を生んだのである。したがって、返還義務の対象は、Y 市が借り受けた元本のみである。

金銭投資の結果としての利得は、原判決によれば、他から借りていれば実際に支払われていたであろう節約された利息から算定されるとしている。しかし、節約された利息は、BGB100 条の収益では全くなく、この利益を利得として考えるのは民法典の不当利得法 (BGB818 条 1 項) において認められない。また、収益は実際に取得された場合のみ返還されるべきである。この控訴審

の見解は、単に両当事者を公平にしようという判断によって、利息の控除を否定したに過ぎないのである。

この（4）判決は、節約された利息は BGB100 条の収益では全くない、と説示しているのであるが、まず、この節約された利息とはいったい何かが問題になる。

たとえば、金銭消費貸借において金銭を借り受ける場合、借主は金銭を使用する利益（貸金の「使用利益」）の対価として、利息を支払わなければならない。しかし、この契約が無効であることから、借主である利得債務者は貸金の「使用利益」を得ているにもかかわらず、利息の支払が不要になってしまい、利息を節約することになる。この利息が、節約された利息である。

この節約された利息と、貸金の「使用利益」との相違が問題になるが、節約された利息は、貸金の「使用利益」の対価と考えられるため、これらは利得という点では同じものといえる。したがって、RG は、（4）判決において、この節約された利息を BGB100 条の収益では全くないと判断したことにより、BGB 起草過程における見解及び（1）・（3）判決とは異なり、貸金の「使用利益」は BGB100 条の収益に含まれないと判断したものと見える。

以上のことを前提とした上で、（4）判決が節約された利息（貸金の「使用利益」）は BGB100 条の収益では全くないと説示した理由は、いったいどのように考えられるのか。（4）判決が説示するところからも明らかなように、市が取得した利益は、営業から生じたものであって、金銭から生じたのではないということであろう。

また、（3）判決は、（4）判決と同様に金銭収益を扱っているが、金銭から生じた「使用利益」は BGB100 条の収益に含まれるとする。これに対して、（4）判決は、（3）判決と同一の結論を導かなかったことから、実質的な判例変更と評価できよう。

3 しかし、この（4）判決から4年後、RGはこのような見解を改め、再

び (3) 判決に立ち戻ることになる。

(5) RG1936 年 4 月 27 日判決 (RGZ 151,123)

**【事実】** X は、20,000RM、30,000RM を M の自称代理人である Y から借り受けた。この利息額は、月々取り決められることになっていた。利息額は、1924 年 4 月は 3%、5・6・7・8 月は 4%、9・10・11・12 月は 3%、その後、1925 年 4 月 15 日までは 2%、同年 12 月 15 日までは 1.37% (以上は月々)、1926 年 3 月 15 日までは 15%、その時から 12% (以上は年) であった。

その後、Y は、X に対して元本の返還を請求し、直ちにその半分を受け取り、残りについては、分割で 1931 年 4 月 15 日までに返還を受けた。

X は、Y が無権代理人であることを知り、以上の金銭消費貸借契約の無効が判明した。そして X は、自らが取得した利益は、無権代理人 Y の地方で慣習になっている信用利息額に等しいと主張し、支払った利息額からこの信用利息額を控除した金額を請求した。

RG は、X の請求を認容した。

**【判旨】** Y が悪意であったのであるから BGB819 条に基づき、X は、利息を返還請求することができた。しかし、X も、使用料を支払わずに両方の貸付金額を法律上の原因なく取得していたこと (利息分を利得していたこと) が認められる。

X は、契約期間経過後には、元本を返還しなければならないが、X は善意であったので、(悪意の利得債務者の返還義務を規定している BGB819 条ではなく) BGB818 条に基づき、元本利用の価値補償義務を負っている。ここでの補償は、平均利率で算定される。

したがって、RG1932 年 4 月 21 日判決 (前出 (4) 判決) の見解を、認めることはできない。

(4) 判決の事案のように金銭が営業に投資されたのかどうかは明らかでは

ない。しかし、多額の金銭を借り受けるということは、それを何らかの営業に投資することを目的としていることが一般的であろう。それゆえ、（5）判決も、借主が金銭を営業に投資していた事案と推測されるが、（5）判決は、利益が営業からではなく金銭から生じたと捉え、（4）判決を実質的に変更したものといえる<sup>(117)</sup>。

すなわち、（5）判決は、BGB818条に基づいて価値補償義務を認めていることから、金銭消費貸借における貸金の「使用利益」を本条1項の収益と捉えているものと考えられ、貸金の「使用利益」がBGB100条の収益に含まれるとした判決と評価できる。

4 以上からすると、（4）判決において一時的に動揺がみられたものの、「使用利益」はBGB100条の収益に含まれるのに対し、消費利益及び譲渡利益はこれに含まれないとするのが判例の立場であると評価できよう。また、このような判例の見解は、「使用利益」とは「物から直接的に生じる利益であり、その利益は消費利益のような受領したものの自体を含まない」と捉えるBGB起草過程における見解に則したものといえよう。

---

(117) Staudinger /Jickeli / Stieper, BGB, 2012, § 100 Rdn. 2.